

都議会議員候補（当時）西澤圭太に対する選挙妨害 及び暴行についての対応とご報告

2021年11月15日

東京都議会議員 西澤圭太

- 1 私は、2021年6月25日に告示された東京都議会議員選挙に立候補し、同年7月1日午後6時40分頃、選挙運動員と一緒に選挙カーに乗り、選挙運動を行っていました。そうしたところ、突然、直径10センチ、長さ1メートル程度の大きな丸太棒を持った男性が現れ、選挙カーから流れる声が大きいななどとして、丸太棒を投げてきました。さらに、重ねて声が大きいと罵声を浴びせ、選挙運動員の左胸を拳で殴打するという事件がありました。すぐに男性は、警察官に取り押さえられ、現行犯逮捕され、2021年10月21日に略式起訴されました。2021年10月27日には公職選挙法違反及び公務執行妨害罪を理由として、罰金40万円の略式命令が発せられています。
- 2 公職選挙法225条1号は、選挙の自由妨害罪という犯罪を規定しており、候補者や選挙運動者に対して、暴行を行ったり、威力を加えたりした場合には、4年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金が科されます。上記男性の行為は、暴行罪（刑法208条）に当たることはもちろんのこと、選挙の自由妨害罪にも該当します。
- 3 このような選挙妨害行為は従来から社会問題として指摘されており、令和元年では、720人の公職選挙法違反の人員のうち、10%弱が選挙運動を妨害したことによるものです。また、暴行のほかにも、有権者や支持者などから、投票や票集めの見返りとして金銭や利益を求めたり、性別に基づく侮辱的な態度や発言が行われるなど「票ハラ（スメント）」と呼ばれるようなことも横行しており、候補者に対する暴行、ハラスメントが後を絶ちません。このような行為は、候補者の自由な選挙運動を萎縮させ、ひいては、政治家を目指す人を減らすこととなります。民主主義の前提を壊すことにもなり、到底許容できません。私は、2021年11月15日に中野区選挙管理委員会委員長に今回の事件を報告するとともに、今後、安全かつ適正な選挙運動が行われるよう適切な配慮の要請をしたところ
です。
- 4 立憲民主党は、このような暴行行為、ハラスメントを断固として許容しません。また、私は、党に所属する議員、候補者の身の安全を保障したり、サポートすることが重要であると考えます。今後、公正かつ適正な選挙が行われるよう、社会に訴えていくとともに、必要に応じたサポートをしまいたいと思います。

以上